

Abeanary 通信

～トピックス～

1. 交際費から除外される接待飲食費の金額基準
2. 税務カレンダー（2024年10月、11月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

恐るべき競争相手とは、あなたを全く気にかけることなく
自分のビジネスを常に向上させ続ける人間のことを言う

ヘンリー・フォード（フォード創業者）

※経営者100の言葉より引用

交際費から除外される接待飲食費の金額基準

◆令和6年度の交際費に係る改正

令和6年度税制改正により、交際費等の範囲から除外される接待飲食費の金額基準が1人当たり1万円以下（改正前5000円以下）に引き上げられました。物価高や経済活動の活性化の観点からの改正とのことから、従来のように事業年度単位での適用関係ではなく、税制改正法施行日の令和6年4月1日から即適用とされています。例えば、12月決算法人であっても、次期の期首日以降の適用ではなく、今期の期中中途である令和6年4月1日以後に支出する接待飲食費から、1万円基準で判定して適用することになっています。

◆交際費課税は決済日での判定ではない

クレジットカード等での支払いの場合で、令和6年4月1日以後の支払いであったとしても、接待飲食等の行為があった時が同年3月以前である時は、1万円基準での判定とすることにはならず、従前の5000円基準で判定して、交際費の額を算定することになります。つまり、接待飲食等の実行日ベースで適用することになります。

◆法人規模別の交際費課税の内容

因みに、交際費についての措置法の規定は、資本金百億円超の法人では全額損金不算入、資本金1億円超の法人では交際費のうちの接待飲食費の50%が損金算入、資本金1億円以下の法人では交際費のうちの接待飲食費の50%か、

年800万円の定額控除限度額かが損金算入、とされています。

◆交際費での接待飲食費

接待飲食費とは、得意先等を接待して行う飲食その他これに類する行為のために要する費用で、飲食代のほか、業務遂行や行事の際に差し入れる弁当代、飲食等のために飲食店等に直接支払うテーブルチャージ料やサービス料なども含まれます。

交際費除外計算新基準の1万円は、1人当たりの接待飲食費の金額が1万円以下の場合での適用であり、1万円を超える場合は、1万円までが交際費除外対象となるのではなく、その全額が交際費等に該当するものとされます。

◆交際費除外計算のための適用要件

接待飲食費の交際費除外の適用要件として次の事項を記載した書類の保存が要求されています。

- 一 飲食年月日
- 二 飲食参加者名と関係
- 三 飲食参加者数
- 四 飲食額、店名、所在地
- 五 飲食事実の明示事項

2024年10月の税務

10月10日

●9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10月15日

●特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10月31日

●8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費

税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告

<消費税・地方消費税>

●2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費

税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

●消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算

法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除

く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は

2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

(10月中において市町村の条例で定める日)

2024年11月の税務

11月11日

●10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

11月15日

●所得税の予定納税額の減額申請

12月2日

●所得税の予定納税額の納付(第2期分)

●特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付

●9月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費

税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

●3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●3月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費

税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

●消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算

法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費

税>

●消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除

く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は

2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

○個人事業税の納付(第2期分)(11月中において都道府

県の条例で定める日)

おすすめ書籍のご紹介

職場を腐らせる人たち



ジャンル	自己啓発・マインド				
著者	片田珠美				
出版社	講談社				
出版日	2024年03月20日				
評点					
総合	3.7	★★★★☆	明瞭性	4.0	★★★★★
革新性	3.5	★★★★☆	応用性	3.5	★★★★☆

本書の著者、片田珠美氏は精神科医として、7000人以上を診察してきた。そんな著者によると、精神的な不安やイライラの背後には、たいてい人間関係の悩みが潜んでいるという。特に多いのは「職場を腐らせる人」に関する悩みだそう。

本書の第1章では、著者の豊富な臨床例をもとに「職場を腐らせる人」の事例が15種類紹介される。根性論を持ち込む上司、過大なノルマを部下に押しつける上司、言われたことしかしない若手社員、あれこれケチをつける人、いつも相手を見下す人……きつと誰しも、これまで周囲にいた「職場を腐らせる人」たちの顔が浮かぶことだろう。

本書の特徴の一つは、「職場を腐らせる人」たちの行動原理が、精神科医の視点から解説されることだ。

あなたの周囲に「職場を腐らせる人」はいるだろうか。「いる」人も、「今はいない」人も、「まだ出会ったことがない」人も、とにかく本書に目を通してほしい。あなたの身を守るのはあなただけだ。

◆◆◆詳細が気になった方は、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091